（家畜の伝染性疾病の名称の変更に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの法律による改正前の家畜伝染病予防法（以下「旧法」という。）第二条第一項の表六の項に規定する水胞性口炎、同表十の項に規定するブルセラ病、同表十一の項に規定する結核病、同表十三の項に規定するピロプラズマ病、同表十四の項に規定するアナプラズマ病、同表二十二の項に規定する豚水胞病又は同表二十七の項に規定する家きんサルモネラ感染症に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの法律による改正後の家畜伝染病予防法（以下「新法」という。）第二条第一項の表六の項に規定する水疱（ほう）性口内炎、同表十の項に規定するブルセラ症、同表十一の項に規定する結核、同表十三の項に規定するピロプラズマ症、同表十四の項に規定するアナプラズマ症、同表二十二の項に規定する豚水疱（ほう）病又は同表二十七の項に規定する家きんサルモネラ症に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

（準備行為）

第三条　農林水産大臣は、新法第三条の二第一項に規定する特定家畜伝染病防疫指針を作成するため、施行日前においても、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くとともに、都道府県知事の意見を求めることができる。

２　農林水産大臣は、新法第十二条の三の三第一項に規定する飼養衛生管理指導等指針を策定するため、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（次条第三項において「一部施行日」という。）前においても、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くことができる。

（命令に関する経過措置）

第四条　第十二条の六第二項の改正規定（「ときは」の下に「、飼養衛生管理指導等計画に即して」を加える部分を除く。）による改正後の家畜伝染病予防法第十二条の六第二項の規定は、施行日以後にされる同項の規定による命令について適用し、施行日前にされた同改正規定による改正前の同法第十二条の六第二項の規定による命令については、なお従前の例による。

２　新法第十二条の六第三項の規定は、施行日以後にされる同条第二項の規定による命令について適用する。

３　第十二条の六第二項の改正規定（「ときは」の下に「、飼養衛生管理指導等計画に即して」を加える部分に限る。）による改正後の家畜伝染病予防法第十二条の六第二項の規定は、一部施行日以後にされる同項の規定による命令について適用し、一部施行日前にされた同改正規定による改正前の同法第十二条の六第二項の規定による命令については、なお従前の例による。

（アフリカ豚熱に関する特例の削除に伴う経過措置）

第五条　施行日前にされた旧法附則第五条から第九条までの規定又はこれらの規定に基づく命令の規定に基づく行政庁の処分その他の行為については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第八条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の項を次のように改める。

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）	第三章（第二十一条第六項及び第七項を除く。）の規定（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）により地方公共団体が処理することとされている事務

総務大臣　高市　早苗
農林水産大臣　江藤　拓
内閣総理大臣　安倍　晋三

養豚農業振興法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十七号

養豚農業振興法の一部を改正する法律

養豚農業振興法（平成二十六年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「増進」の下に「、豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和」を加える。

第三条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和に関する事項

第五条中「資するため」の下に「、国内由来飼料の安全性の確保に配慮しつつ」を加える。

第六条中「、豚の疾病に対する検査体制の整備」を削る。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条中「生産に」の下に「資する種豚の改良及び保護並びに当該豚肉等の生産に」を加え、同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

（豚の伝染性疾病の発生の予防及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響の緩和）

第七条　国及び地方公共団体は、豚の伝染性疾病の発生を予防し、及び豚の伝染性疾病が養豚農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、豚の伝染性疾病に対する検査その他の防疫に関する事務の実施体制の整備、養豚農家による豚の飼養衛生管理の向上の促進、豚の伝染性疾病の発生後の養豚農家の経営の再建に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この法律は、公布の日から施行する。

（豚の飼養に係る衛生管理の向上のために必要な施設等の整備の促進）

２　国及び地方公共団体は、現下の豚の伝染性疾病の国内外における発生の状況に鑑み、養豚農業を経営する者による的確な防疫の迅速な実施のために必要な期間において、豚の飼養に係る衛生管理の向上のために必要な施設、設備又は資材の整備の促進その他豚の飼養に係る衛生管理の向上の促進に必要な施策を集中的に講ずるよう努めるものとする。

農林水産大臣　江藤　拓
内閣総理大臣　安倍　晋三